

財団法人日本調停協会連合会寄附行為

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は、財団法人日本調停協会連合会と称する。

第2条 本会の事務所は、東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所構内に置く。

第3条 本会は、必要に応じてこの寄附行為変更の手続により、支部を設けることができる。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、調停制度及び調停法規の調査、研究並びにその普及宣伝広報活動をし、もって調停制度の改善発達を期することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会との連絡並びに調査、研究の資料の交換
- 2 前号の調査、研究の資料の蒐集、出版物の刊行及び研究会、講演会の開催のほか、調停委員に対する研修の実施
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 協力団体

第6条 本会は、下記の団体を協力団体とする。

- 1 全国各家庭裁判所単位の調停協会
- 2 本会の事業に賛同し協力する団体で、理事会が承認したもの

第7条 協力団体は、それぞれの職分と機能に応じて、本会の目的と事業達成に協力するものとする。

第4章 役 員

第8条 本会に下記の役員をおく。

理事 25名以上31名以内

[定款・特例財団法人]

うち

理 事 長 1名

副理事長 10名以内

監 事 1名以上3名以内

評議員 50名以上60名以内

2 理事は、東京高等裁判所管内から8名、大阪高等裁判所管内から5名、
その他の各高等裁判所管内から3名ずつを、評議員会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。ただし、副理事長は、東京
並びに大阪高等裁判所管内から各2名、その他の各高等裁判所管内から1
名ずつを選任しなければならない。

4 監事は、評議員会において選任する。

5 評議員は、第6条の協力団体から推薦された者のうちから、1名ずつを
理事長が委嘱する。

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、後任者の就任するまでその職務を
行うものとする。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任役員の残存期間とする。

第10条 本会に、名誉顧問、顧問及び参与をおく。

2 名誉顧問は、最高裁判所長官とする。

3 顧問は、各高等裁判所長官、各地方裁判所長及び各家庭裁判所長並びに
本会理事長であった者とする。本会に特に功労があった者は、理事会の推
薦によって顧問とすることができます。

4 参与は、本会副理事長であった者及び本会理事、評議員、監事として10
年以上在職した者とし、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができます。

第11条 理事長は、本会を代表し会務を統理する。

[定款・特例財団法人]

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の定める順位によりこれを代理する。
- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会会務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の定める順位により、これを代理する。
- 4 監事は、本会の会計及び財産の状況を監査する。

第12条 理事会は、理事長が必要に応じ隨時招集する。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、理事長がこれを決する。

第13条 評議員会は、理事長が必要があると認めたとき又は評議員がその5分の1以上の同意を得、かつ、会議の目的である事項を示して評議員会の招集を請求したときにおいて理事長が招集する。

- 2 評議員会は、開催の都度議長及び副議長を定める。
- 3 評議員会は、寄附行為の変更、予算及び決算その他重要な事項を審議する。
- 4 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第14条 理事会又は評議員会に出席できない理事又は評議員は、書面で表決することができる。

第15条 本会は、毎年1回全国調停委員大会を開催する。

第5章 資産及び会計

第16条 本会の資産は、これを基本財産及び通常財産の2種に分ける。

- 2 基本財産は、次の各号より構成され、これを処分し、又は担保に供する

【定款・特例財団法人】

ことはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、主務官庁の許可を得て、その一部を処分し又は担保に供することができる。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

- 3 通常財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。
- 4 本会の経費は、通常財産をもって支弁される。
- 5 本会の資産は、理事長がこれを管理する。その管理方法は、理事会の決議によりこれを定める。

第17条 本会の経費は、下記に掲げるものをもって充てる。

- 1 資産から生ずる果実
- 2 協力団体の分担金
- 3 寄附金品
- 4 補助金
- 5 その他の収入

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会の予算、決算及び財産目録は、理事会において作り、決算及び財産目録については監事の意見を付し、それぞれ評議員会の承認を受けるものとする。

第6章 支 部

第20条 支部は、毎年度末ごとに事業の状況、予算及び決算その他経理に関する資料を添えて、それぞれ本部に報告するものとする。

第21条 支部に関する規則は、理事会で定める。

第7章 事 務 局

第22条 本部及び支部に事務局をおき、庶務に従事させるものとする。

第8章 雜 則

第23条 本会の事業運営に必要な会則は、別に理事会で定める。

第24条 この寄附行為は、理事の3分の2以上の同意と、評議員会の承認を得て、主務官庁の許可を受けた場合に限り改正することができる。

附 則

第25条 本協会設立最初の理事長、副理事長、理事及び監事は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、下記の者とし、その任期は、昭和30年9月30日限りとする。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、主務官庁の許可があった日から施行する。
- 2 この寄附行為改正の際在任する理事（理事長、副理事長を含む。）監事及び評議員は、この寄附行為改正の日に、その資格を失う。ただし、後任者の就任するまでそれぞれその職務を行うものとする。